

## 畜産情報活用推進事業業務審査要領

### 1 審査方法

- (1) 審査は、畜産情報活用推進事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の選定委員（以下「委員」という。）により行われるものとする。
- (2) 委員は、企画提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に審査を行う。

### 2 審査基準

#### (1) 審査項目等

審査項目、審査内容及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
1 委託目的の理解	委託業務の目的や内容を十分に理解し、目的達成につながる内容である	20
2 業務実施の確実性	委託業務を確実に遂行できる体制や人員が確保され、適切なスケジュールになっている	10
	目的の達成のための調査方法や評価方法等が適切である	10
	委託業務の遂行に必要な関係者及び関係機関との連携が図られている	10
3 提案内容の優位性	提案内容の具体性、妥当性、実現可能性が確保されている	10
	提案内容が本県の未来技術活用を促進するものである	10
4 専門知識の有無	委託業務遂行に必要な専門知識を有している	20
5 経費の適切性	提案内容に見合った適切な経費の積算になっている	10
合 計		100

#### (2) 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

評価	配点（10点満点）	配点（20点満点）
良い	10点	20点
やや良い	8点	16点
普通	6点	12点
やや劣る	4点	8点
劣る	2点	4点

### 3 契約候補者の選定

審査基準に基づく評価結果については、事務局が全委員分をとりまとめ、委員会において、以下の基準により審査を行い、審議の上、契約候補者を決定する。

(1) 評価点数の算出方法

審査項目の配点の総和を企画提案者の評価点数とする。

(2) 選定方針

(1) により企画提案者の順位を決定し、最も優良な事業提案を行った事業者を委託候補者とする。ただし、下記3(3)に該当する場合を除く。

(3) 最低基準

ア 審査を通過するための最低基準点は、総得点の100分の60とし、これに満たない場合は、失格とする。

イ 審査項目のうち、「1 委託目的の理解」の評価が劣る場合は、上記アの規程にかかわらず失格とする。

ウ 上記ア及びイは、企画提案者が1者の場合も同様とする。

附 則

この要領は、令和3(2021)年 月 日から適用する。